

倫理委員会セッション

社会に役立つ原子力であるために ～原子力学会の倫理規程と実際の行動～
Nuclear Power Useful for the Society: Nuclear Academic Society's Code of Ethics and Behavior

(1) 本企画セッションの意義 ～倫理規程改定における論点～

(1) Significance in this Session: Major Issues in the Revision of Code of Ethics

*大場 恭子¹¹JAEA

1. 本セッション開催の趣旨

日本原子力学会は、学会としての基本的な理念を示した「行動指針」と、学会員の心構えと言行の規範とである「倫理規程」を定めている。そして、これらはいずれも東京電力福島第一原発事故（以下、1F 事故）を踏まえ、2014年に改定を行った。さらに、倫理規程は、2021年にさらなる改定を予定している。

本セッションでは、1F 事故後の学会の行動指針および倫理規程の改定の背景に改めて注目するとともに、現在の学会あるいは学会員の活動を現在の「行動指針」および「倫理規程」に照らし合わせ、実践できているのか、いないのか。今後どのような活動が求められるかに、率直な議論をしたい。

2. 行動指針と倫理規程

2-1. 行動指針

原子力学会の行動指針は、学会設立 50 周年を迎えるにあたって 2007 年 12 月に制定された。日本原子力学会の理念、ビジョン、日本原子力学会の社会に対するつとめ、原子力学会による会員活動への支援の 3 つのカテゴリーによる計 15 条から成っている。

その後、1F 事故および学会の定款の改定を受け、行動指針も改定され、現在に至っている。現在の行動指針は、学会としての基本的な理念を示すことを目的にしつつ、コンパクトにすると同時に、定款と重複する具体的な事業内容は省いたものとなった。

1. 信頼醸成への貢献

- 1.1 弛まず安全性の向上を追求する。
- 1.2 より高い倫理観を醸成する。
- 1.3 公平公正を旨とし、透明性を維持する。
- 1.4 国民・地域社会から信頼される技術情報源となるよう努める。

2. 社会に役立つ原子力技術の追求

- 2.1 広く国内外の知見・経験に学び、学術および技術の向上を主導する。
- 2.2 研究開発成果の活用と普及を進め、地球環境の保全、人類社会の持続的 発展に寄与する。
- 2.3 次世代の研究者・技術者を育成・支援し、技術の継承を図る。

3. 国際的な活動

- 3.1 原子力平和利用の豊富な実績と、原子力事故の当事国となった経験に基づき、世界の原子力技術とその安全性の向上に貢献する。
- 3.2 我が国の原子力平和利用と核セキュリティに対する国際的信頼の向上 に努める。

2-2. 倫理規程

1998 年の使用済み燃料輸送容器データ改ざん等の問題を受け、学会員の心構えと言行の規範として 2001 年に制定された。「前文」「憲章」「行動の手引」の 3 部構成は、6 回の改定を経た現在も変わっていない。

1F 事故後は、事故そのものを受けての改定（たとえば、「規制適合が目的化することへの戒め（2-8）」、「技術成熟の過信への戒め（2-9）」）だけでなく、組織文化を重視し、組織の責任を明確にした。

以下に、現在の倫理規程の憲章のみを掲載する。

1. (行動原理)

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. (公衆優先原則・持続性原則)

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。

3. (真実性原則)

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

4. (誠実性原則・正直性原則)

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。

5. (専門性原則)

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

6. (有能性原則)

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

7. (組織文化の醸成)

会員は、所属する組織の個人が本倫理規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。

2-3. 倫理委員会における 1F 事故以降の倫理規程改定以外の活動

倫理委員会の任務は、倫理委員会規程第 2 条により、定められているが、1F 事故以降の主な活動としては、東日本大震災良好事例集の発行、年会・大会における企画セッションの実施、倫理研究会の実施が挙げられる。また、2019 年の学会誌（6 月号、7 月号）では、委員会活動の報告を掲載した。

3. 企画セッションに向けて

本セッションでは、1F 事故前から原子力産業にかかわられていらっしゃる産業心理学、安全人間工学（ヒューマンエラー予防、安全と安心）の専門家である大橋先生にご講演いただき、率直なご意見を伺うと同時に、そのご講演も踏まえながら、今後の原子力学会あるいは原子力学会のあるべき姿について、率直なディスカッションを展開したい。

*Kyoko Oba¹

¹ Japan Atomic Energy Agency